

令和 7 年 第 2 回甲良町教育委員会本会議議事録

令和 7 年 5 月 2 7 日（火）、甲良町公民館において、令和 7 年 第 2 回 甲良町教育委員会本会議を開催する。

1. 出席委員は、次のとおり

青山教育長、藤真照委員、新家美静委員、小島つや子委員

2. 委員以外の出席者は、次のとおり

福原教育次長、橋本学校教育課長、大山社会教育課長、吉岡子育て支援センター長、堀口東こども園長、清水西こども園長、高橋図書館長、山田教育総務課主幹

3. 本会議の日程は、次のとおり

日程番号	議案番号	件 名
日程第 1		令和 7 年第 1 回会議録承認の件（尾崎委員）
日程第 2		会議録署名委員の指名（新家委員）
日程第 3		教育長報告
日程第 4	承認第 4 号	甲良町公民館管理運営規則の一部を改正する規則につき、承認を求めることについて
日程第 5	承認第 5 号	令和 7 年度甲良町学校・園教育および社会教育ならびに人権教育等に関する一般方針を定めることにつき、承認を求めることについて
日程第 6	承認第 6 号	甲良町社会教育委員の委嘱につき、承認を求めることについて
日程第 7	承認第 7 号	甲良町立図書館協議会委員の委嘱につき、承認を求めることについて
日程第 8	承認第 8 号	公民館長及び図書館長の任命につき、承認を求めることについて

○青山教育長 それでは、予定の時刻になりましたので、ただいまから令和 7 年第 2 回教育委員会本会議を始めます。

まず初めに、日程第1 令和7年第1回の会議録承認の件ですが、尾崎委員さんをお願いをしていたのですけれども、今日欠席ですので、事務局の方でお願いできますか。

○福原教育次長 事前に尾崎委員の方に確認をいたしました。議事録につきましては適切に処理できているということを確認しております。

○青山教育長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、日程第2 会議録署名委員の指名として、新家委員さんをお願いしたいと思います。よろしいですか。

○新家委員 分かりました。了解いたしました。

○青山教育長 それでは、日程第3 教育長報告をさせていただきます。口頭でさせていただきます。

昨年度の3月以降からのことについて報告させていただきます。

まずは、卒業、卒園式ですけれども、教育委員さんの皆さんにもご出席いただきました。ありがとうございました。3月11日火曜日には甲良中学校卒業式があり、56名が卒業しました。3月19日水曜日には東西小学校の卒業式でした。東小学校は35名、西小学校は17名が巣立っていきました。3月24日の月曜日はこども園の卒園式でした。年長組の東こども園21名、西こども園20名が卒園しました。中学校を卒業した生徒の進路状況について報告します。卒業したのが56名でした。全員が進学をしました。内訳としては、県立高校の全日制に42名、私立高校の全日制に10名、私立の昼間定時制に1名、単位制に1名、通信制に1名、甲良養護学校の高等部に1名というふうに進学をしました。

次に、町内小中学校の令和6年度末の県費教職員の人事異動が3月にありました。4月1日には着任式を行いまして、教育委員さんのご出席をいただいたところです。ありがとうございました。

続いて、小中学校の入学式ですが、4月10日の午前に小学校の入学式、午後に中学校の入学式を行いました。東小学校の方については、新入生が21名、全校児童が150名となりました。西小学校の方は新入生が21名、全校児童・生徒が130名。中学校は新入生が45名、全校生徒が148名でスタートしました。

次に、中学校春季総体、いわゆる中体連の春の大会が、この5月15日の木曜日、16の金曜日に滋賀県全域で行われました。甲良中学校の生徒も参加しましたが、顕著な成績を収めることはできませんでしたが、各競技、頑張ってくれたと思います。

今後の予定についての報告を次にさせていただきます。

まず、中学校3年生の修学旅行について、実施計画を報告します。来月6

月 11 日から 2 泊 3 日で修学旅行へ行くのですが、新幹線を使って新富士駅まで行き、富士山の方面へ向かって、途中の施設で体験学習を行います。体験学習については、川下りとかバナナボートとか、そういう類いのものがあるということを聞いています。1 泊目は山中湖畔のペンションの方に宿泊します。2 日目は、山中湖から東京へバスで向かいます。国会議事堂の見学を経て、フジテレビがありますお台場の方に行きます。昼 3 時ぐらいにディズニーランドに入って、夜まで過ごす。2 日の夜はディズニーランドの近くにありますホテルの方で宿泊をします。最後、3 日目については、東京へ戻って浅草観光して、スカイツリーに行き、東京駅からこちらへ帰ってくるというような行程で、帰ってくる時間は、大体夕方 6 時頃という予定をしております。

また、同じく中学校の 2 年生ですが、この同じ時期に、3 年生が修学旅行に行っている時期に、職場体験学習を行います。職場体験は 6 月 10 日から 13 日の 4 日間を予定しています。町内または町外の近隣の事業所さん、また、いろんなお店屋さんで職業体験をさせていただくという予定になっております。

また、小学校の方については、5 月 30 日、今週金曜日ですけれども、西小学校の 3、4 年生が天津のびわ湖ホールの方での音楽会を聴きに行きます。同じく東小学校の方は、3 年生ですが、6 月 3 日に同じくびわ湖ホールの方へ音楽会に参加します。6 月 6 日の金曜日は、東小学校の 4 年生が多賀の高取山の方でやまのこ事業ということで体験学習をします。6 月 13 日金曜日、14 日土曜日と、1 泊で甲良西小学校の 5 年生がフローティングに参加します。東小学校の方は、7 月 9 日水曜日と 10 日の木に予定をされています。1 学期の後半については、各校とも行事が目白押しで、児童・生徒とも各学年に応じた体験を中心とした学習を進めることになっています。

簡単ですが、私の方からの報告は以上で終わります。

何かご質問等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、続いて、日程第 4、承認第 4 号について事務局から説明をお願いします。

○福原教育次長 承認第 4 号 甲良町公民館管理運営規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 27 日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町公民館管理運営規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第 1 条第 1 項第 12 号の規定により

承認を求めるものでございます。

社会教育課長の方より説明の方をいたします。

○大山社会教育課長 それでは、ちょっと資料の方に修正がございましたので、本日お配りしています別のこちらの資料の方でご説明の方をさせていただきます。

甲良町公民館管理運営規則の一部を改正するものです。今回の規則改正は、現状の運用に合わせるための改正となります。

初めに、改正内容のご説明の方をさせていただきます。公民館事業については、現在行っていない事業もあるため、現状に合わせた事業内容で整理の方をさせていただきます。また、休館日の取扱いについては、こちらも現在の運用に合わせ、改正の方を行っています。

次に、使用許可については、公民館を使用する場合は少なくとも3日前に使用許可申請をするようになっていますが、現在の運用では、利用希望日の前月1日から10日前までで運用しているため、こちらも現在の運用に合わせ、改正の方を行っています。また、現在、公民館の小会議室については貸出しの方を行っていませんので、様式第1号の許可申請書と様式第2号の使用許可書について、貸出しを行う使用室の方から小会議室の方を削除しています。

それでは、お配りしております資料の後ろから2枚目の方を見ていただきたいと思います。新旧対照表になります。右の方が現行で、左の方が改正案となります。甲良町公民館管理運営規則の一部を次のように改正する。第2条第1号を削り、同条第2号中、「定期」を削り、同号を同条第1号とし、同条第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。第5条中、「第4条」を「前条」に改める。第7条、ただし書を削り、同条に次の1項を加える。2項、前項にかかわらず、館長が必要と認めるときは臨時に開館または休館することができる。第8条第1項中、「少なくとも、3日以前に」を「利用希望日の前月1日から10日以前までの間に」に改める。

様式第1号を次のように改める。2枚目の方に様式の方をつけさせていただきます。様式第2号を次のように改める。

この規則は公布の日から施行する。

以上となります。

○青山教育長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、承認第4号について、承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。全員の挙手をいただきましたので、承認第4号は承認されました。

続いて、日程第5号、承認第5号について事務局から説明をお願いします。

○福原教育次長 承認第5号 令和7年度甲良町学校園教育及び社会教育並びに人権教育等に関する一般方針を定めることにつき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和7年5月27日。

甲良町教育委員会教育長。

令和7年度甲良町学校園教育及び社会教育並びに人権教育等に関する一般方針を定めることにつき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第1号の規定により承認を求めるものでございます。

皆さんにお配りしております令和7年度教育方針の方をご覧ください。昨年度より変更になった箇所につきましては朱書きとしております。順次、担当の方で説明の方をさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず、表紙、1枚めくっていただいて、1ページです。甲良町教育目標。目標につきましては、昨年度と変わりはありません。昨年同様に、2段落目からですが、学校園では、発達段階を踏まえ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動できる能力を育てるため、一人一人の学ぶ力を高め、学習習慣の確立をめざすとともに、基礎基本の学習の徹底を図り、子どもたちに自信と意欲を育て、個々の可能性を引き出し、伸ばしたいと考えております。

また、特に下段から8行目ですが、虐待、いじめ、不登校、高校中退、非行等、現代社会に存在する問題状況が深刻さを増しています。現状打開のためにも、規範意識を醸成し、命や人権を大切にする教育、さらには心を育む教育を社会全体で一層推進していきたいと考えております。教育目標は以上です。

○橋本学校教育課長 続いて、甲良町学校園教育方針について述べさせていただきます。2ページの方をご覧ください。

1、教育基本方針ですが、個性と人格の尊重を基盤とし、知・徳・体の調和の取れた、未来を拓く心豊かでたくましい人づくりをめざします。そのほか、下に文言等を書いてございますが、特に変更等はございません。最後の段落に書かれていますとおり、令和6年度に始めた子育てひろば事業をより充実したものにしていく手だてを講じてまいります。

2、推進の基本。1から7項目ありますので、順に説明させていただきます。

1、基礎基本の徹底を図り、一人一人の主体的に学びに向かう力を高め、

たくましく生きる力の育成をめざす教育の推進。2、心豊かでたくましい子どもを育てる学校園づくりの推進。こちらにつきましては、特に幼小連携の充実を図ってまいります。3、人間の尊厳を基本とする人権教育の推進。4、心に響く生徒指導と郷土愛を育成する教育の推進。5、運動に親しみ、心身ともに健康な子どもを育成する教育の推進。6、信頼される学校園づくりの推進。7、保育士、幼稚園教諭及び小中学校教職員の教師力を高める研修の充実となっております。細かなところについては昨年度と同様となっております。

3、推進の重点。こちらは 14 項目ございます。順に説明させていただきます。

1、たくましく生きる力を育む創意ある教育課程の推進。2、一人一人のよさや可能性を伸ばす学習指導と自立して生きていく力を育む進路指導の充実。3、正しい情報モラルの育成を図る情報教育の推進と図書活用能力の育成。4、家庭及び地域社会と連携したこども園、小中高等学校での系統的な人権教育の推進。5、豊かな人間性を育む体験的な学習の重視。6、豊かな心を育む道德教育の推進。7、共感的人間関係の育成をめざす生徒指導の推進。8、自立と共生をめざす特別支援教育の充実。9、健康や体力の向上と安心安全対策の推進。10、子育てに係るあらゆる連携を重視した就学前教育の推進。11、郷土に生きる文化と環境教育の推進。12、地域力向上と学校教育力向上の推進。13、学校園施設、備品等の整備と充実。14、ICT教育、情報通信教育の推進となっております。内容につきましては昨年度と同様となっております。

以上です。

○大山社会教育課長 続きまして、9 ページから 15 ページの甲良町社会教育方針、人権教育方針、社会体育方針について、私の方から説明をさせていただきます。内容については昨年と変わっておりませんが、文言の軽微な修正等、昨年までの方針の中に活動内容の方を記載していましたが、今年度から記載の方を省略させていただいております。

それでは、9 ページの社会教育方針から順に簡単にご説明をさせていただきます。

まず、社会教育方針の基本方針ですが、社会教育行政は住民の視点に立った生涯学習社会の構築をめざして取り組んでいかなければなりません。このため、様々な住民の学習要望に対応した社会教育事業を展開し、生涯学習機会の充実を図ります。また、青少年にとって良好な環境づくりのために、家庭や地域社会の教育機能の向上、活性化を支援するための事業を展開し、誰もが心豊かで輝くことができる社会の実現に努めます。

2つ目の重点施策については、8つの重点施策として設定の方をさせていただきます。

まず、1つめの生涯学習、社会教育の推進では、誰もがいつでもどこでも自由に学ぶことができる様々な魅力ある学習講座や甲良町の魅力を再発見できる学習機会の提供に努めます。2つめが人権教育の推進。3つめが社会全体で子どもを育てる環境づくり。こちらでは、子どもたちが地域活動に参加する機会を設けるなど、社会全体で子どもの生きる力を育む環境づくりに努めます。4つめの家庭、地域社会の教育機能の充実。こちらでは、地域社会での様々な教育活動は、子どもの豊かな人間性を育むとともに、特色あるまちづくりを進める上で基盤をなすものであり、リーダーの養成や地域活動への支援などを通して地域教育力の一層の向上を図ります。5つめが文化芸術の振興、6つめが文化財保護、啓発活動の推進、7つめが図書館活用の推進、8つめが社会教育関係団体の育成ということで、団体の積極的、自主的な活動の支援及び育成に取り組むとともに、関係団体等相互の連携強化を図ります。

次のページをお願いします。12 ページです。人権教育方針になります。

まず、こちらの基本方針につきましては、人権教育の本質は、近代社会の原理である自由と平等の原則に基づき、社会の中に今なお存在する不合理な差別をなくすことです。そのため、あらゆる施策に人権尊重の精神を活かし、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための取組を進めます。また、学校、家庭、職場、地域社会など、日常生活の中で実践意識を培っていくことの重要性を踏まえ、「せせらぎのように美しく、一人ひとりが輝くまち」にふさわしい人権教育を推進します。

次に、重点施策として、1つめが就学前教育。こちらでは、乳幼児期の豊かな情操を養い、いじめや差別を生まない人間関係を醸成するように努めます。また、家庭支援の施策推進についても、子育て支援センターや関係機関と密接な連携を取りつつ、地域における子育てニーズを把握し、地域の子育て力の向上のための条件整備や具体的な取組の検討、推進に努めます。

2つめの学校教育では、児童・生徒がよりよい生活習慣を身につけ、学力を高め、自主・自律の精神と社会性を養い、生涯にわたり自己実現を図ることができるよう、進路指導を充実するとともに、中学、高校における取組について、家庭や地域に理解と協力が得られるよう努め、同時に、中途退学者を出さない取組を進めます。

3つめの社会教育では、生涯を通じて生きがいを持ち、人間性豊かな人生を過ごすことができるよう、学習機会の充実や体制の整備に努め、環境問題や人権問題、高齢化・国際化社会への対応、多様化・高度化する住民の学習

要望に対応した社会教育事業を展開し、生涯学習機会の充実を図ります。

次に、15 ページになります。社会体育方針になります。

社会体育方針につきましては、誰でも気軽に楽しめる生涯スポーツの振興を図り、町民の年齢、性別、体力に応じたスポーツ活動に参加できる機会の拡大に努めます。また、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現し、スポーツを通じた地域コミュニティづくりを進めるため、生涯スポーツを奨励するとともに、学校施設等を開放し、住民が気軽にスポーツを楽しめ、活用できるよう努めます。

以上となります。

○高橋図書館長 続きまして、甲良町立図書館の方針についてご説明します。16 ページをお願いします。

運営の基本方針としましては、図書館は町民全体の生涯教育を支援するため、より高度化、多様化する町民の学習、情報ニーズに迅速かつ的確に対応するため、図書資料や情報の収集、整理、閲覧、貸出し、保存等の充実に努めてまいります。

続きまして、2 の推進の基本ですけれども、下記のとおりですけれども、ちょっと赤字で修正というか、変更させていただいているところが、6 番の「学校司書と連携し、学校図書館支援に努めます」というところになります。今年度より学校司書が入ってくださっており、これまでも図書館としましては、学校支援、児童サービスというところで、東小学校さんは立地の便から学年ごとに図書館へ本を借りに来てくださり、また、西小学校へは移動図書館を図書室で展開しまして、学校図書室も図書館も両方とも活性化するように努めてまいりました。これらの事業を継続しながらも、学校図書館と公共図書館、児童サービスの役割を分け、協力しながら、学校図書館は特に学習センターという役割もございますので、その辺の資料をしっかりと整備してもらいながら、連携協力しながらやっていきたいと考えております。

そして、8 番ですけれども、「ボランティアと協働し、図書館事業の充実と住民参加の活力ある図書館運営に努めます」とさせていただいています。これまではボランティアの育成を図るとさせていただいていたのですけれども、読み聞かせボランティアさん、東小学校、西小学校さんとあるんですけれども、15 人以上の団体さんになっていますし、すごく経験、スキルを積んでくださっていますので、その方々と連携協力しながら、新しい取組とか、また、新しいボランティアさんの発掘というか、育成も大切だと思っていますので、そのお力を借りながら図書館運営を進めていきたいと思っています。

以上です。

○堀口東こども園長 東西こども園の説明をさせていただきます。

基本方針と具体的な方策につきましては昨年度と変わりがございません。基本方針ですが、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、教育及び保育において育みたい資質、能力や、5歳児終了時までには育ってほしい具体的な姿である幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿が明確にされています。本町においては、確かな学力を育むために、より充実した幼児教育の構築をめざしていきたくと思います。年齢の発達の姿や一人一人の育ちをきちんと捉え、将来、社会に求められる自立した人材育成をめざし、主体的に生活し、学ぶ子どもを育てる教育及び保育の充実により一層努めていきたくと思います。

また、2023年4月1日よりこども家庭庁が創設され、こども基本法が施行されました。こどもまんなか社会をめざし、園の家庭支援におきましても、多様な就労状況、生活状況に配慮し、保護者の不安や悩みに寄り添いながら、送迎時の対話、家庭訪問等で丁寧な働きかけを行っていきます。さらに、子どもの人権を守るとともに、人権を大切にすることを育てる教育及び保育の展開を最重要課題として捉え、いま一度原点に立ち止まり、日々の教育及び保育の取組や見直し、自己研さんに努めていきます。

教育及び保育目標とめざす子ども像は紙面のとおりです。具体的な方策としまして、東西こども園では、今年度、2番と5番、10番に力を入れていきたいと考えています。2番では、子どもたちが身近な環境に主体的に関わり、生活や遊びをつくり出していく子どもたちを育てていきたいと考えています。子どもとの信頼関係を十分に築き、子どもが自ら安心して身近な環境に主体的に関わり、仲間と共に考えたり、試したり、協力したりしながら、幼児期にふさわしい生活が展開されるように保育の充実に努めていきたくと思います。5番ですが、また、そのためには、まず基本的な生活習慣の自立が重要と考えています。就寝時間が遅く、生活リズムが乱れがちな家庭もあるため、アンケートを取り、家庭での生活状況を把握して、改めて早寝、早起き、朝御飯の大切さを便り等でお知らせして、乳幼児期にふさわしい生活リズムを啓発していきたくと思います。10番では、こども園には、子どもの最善の利益を踏まえ、一人一人の家庭状況を把握し、保護者に寄り添いながらしっかりと支援していきたくと思います。連絡帳や保護者への便り、送迎時の対話、また、参観や面談、家庭訪問を通して情報の交換を行い、成長を喜び合うことで、保護者の子育てに対する自信や意欲を高められるようにしていきたくと考えています。

以上です。

○吉岡子育て支援センター長 子育て支援センターの説明をさせていただきます

ます。19 ページです。

基本方針、重点施策と、令和6年度から大きく変えているところはありません。基本方針ですが、子育て中の家庭を支え、子育て力の向上、子どもたちの自律力、生きる力の向上のために取組を進めています。12 重点施策の中でも特に力を入れているのが3、教育発達支援のところですが、学校に行きづらくなっている小中高とその保護者を対象に、教育支援教室を中心として支援を行っています。今ここの数がすごく増えているというのがすごく顕著な子育て支援センターの現状という、ここをちょっとご報告させていただきたいと思います。

少し具体的にお話しさせていただきますと、4月、5月で約8名の子がほぼ毎日出てくださっています。5月に2件の新規の相談がありましたので、6月になったら約10名の子が、昔で言う適応指導教室、教育支援教室を含む、保護者や本人、児童の支援をしながら支えていくという形になっています。多様性が求められるこの時代、いろんな子どもの特性に合わせた支援を子育て支援センターで展開していこうと思っています。

支援センターからは以上です。

○青山教育長 説明が終わりました。ちょっと長いのですが、区切らせていただいて順次行きたいと思うのですが、まず、教育方針の方で何かご質問、ご意見等ありましたらお願いしたいと思うのですが。

先ほど教育大綱の話をさせていただいたのですが、それを受けて、教育委員会の方で目標方針を決定して、まず各校園、また、各図書館、支援センター、施設の方の目標を決めていただいているのですが、この教育方針についてはほとんど去年と変えていないのですが、先ほどもちょっと話させてもらった子育てひろば、あれを何とかしたいなという思いが強いので、ここにも基本方針の中に入れさせてもらおうけれども、今週、トライが行くんやね。そういうこともしないとなかなか来てもらえないので、お願いして、委託業者であるトライさんの方に具体的に、10分でもいいので親に直接投げかけてもらって、必要性をとということをお願いしているのですが、昨年まで、今小学2年生になった子どもたちが1年生のときに来ていたのが対象外になっていたのも、その分減ってしまったので、新たに参加してくれる何人かいるけれども、今のところ25名の子どもたちが来ているかなと思うけれども、全体で100人ほどいるかな。だから、20人やから2割なので、何とか5割には持っていきたいという思いをしているのですが、特に推進の基本のところにも赤字で書いている幼小連携の充実、これも含めて、4歳、5歳が幼、小1が小なので、そこの幼小連携というのも踏まえて事業としてはやっているけれども、こども園と小学校とのつながりもしてもらってはい

るけれども、それを含めてやっています。

続いて、方針の中で、社会教育の方針がありましたけども、その中でどうですかね。何かご意見とご質問ありませんか。

続いて、人権教育の方針について、どうですか。

次に行きます。社会体育の方針はどうでしょうか。

この社会体育の中で、ニュースポーツというのがずっと言葉としてあるけれども、今やっているのは何でしたっけ。ニュースポーツとしてみんなで奨励、紹介しているやつ。

○大山社会教育課長 いろんな種目は紹介していますが、最近はモルックとかが多いですね。

○青山教育長 委員さんの中で、モルックはやっていますか。

○藤委員 1回したことがあります。老人会で。

○青山教育長 新家さんは知っていますか、モルック。

○新家委員 知ってはいますけども、やったことはないです、全然。

○青山教育長 今度、国民スポーツ大会は多賀がするのかな、何か。

○大山社会教育課長 多賀がしましたが、ちょっと前に終わりました。

○青山教育長 もう終わったのか。

○大山社会教育課長 はい。

○青山教育長 そうか。社会教育も用具の貸出しをしているね。

○大山社会教育課長 やっています。

○青山教育長 子どもでもできるやつかな。

○大山社会教育課長 子どもから高齢者までできるものです。

○青山教育長 次、行きます。図書館の方について何かご質問、ご意見ありませんか。

高橋さん、これ、さっきも言ったけど、今年から来てくれている学校司書について、説明してもらえますか。

○高橋図書館長 そうですね。すごく連携というか、交流はさせていただいて、移動図書館へ行くときはもちろんですけども、東小から来てくれるときも一緒についてこられるので、いろいろ話を聞かせていただき、これから選書等も始まりますし、その辺の話もさせていただいていますし、でも、彼女も学校の現場は初めてなので、悩みも多いと思うので、気楽に図書館に来て話しに来てねとは言っているのですけれども、いろいろ悩んでおられると思います。

○青山教育長 今年度、3校あるけど、特に小学校を中心にやってほしいと言っていたので、中学校へ行く機会はあまりないかもしれませんが、小学校は東小に拠点を置いているので、また連携してほしいなとは思いますが。こ

れはどうでしょう、西小は。

○高橋図書館長 子ども、児童とすごいすぐ仲よくなってくれて、ただ、児童がわーっと興奮して喜び過ぎるのをどこまで制止していいのか、言葉選びにちょっと困っている様子は感じ取れました。

例えば、先日、図書館のスタッフの方が児童に読み聞かせに来てくれときに、走ったり、足を投げ出して座ったりしている児童がいました。職員も、教職の方は止めるのですが、そこに谷川先生が来てくれて、いけないなど思っている、止め方が分からない、どこまで言っているかというのは悩んでいました。私は、図書館の方もお忙しい中、色々な、これを読んだらいいかなという準備をして来てくれるのに、そのような態度はいけないので、どんどん言っているというふうに私からは谷川先生にお話しさせてもらったのですが、ちょっとその辺りかなと。

○青山教育長 子どもの対応というのは司書ではなかなかないのかな。それは学校がしていかないといけないところなので。

○高橋図書館長 本当はそうだけれど。

○青山教育長 また相談してあげて。非常に悩んでいると思うし。

では、続いて、こども園の方へいきます。こども園の基本方針等、どうでしょうか。何かご質問、ご意見等ありませんか。よろしいですか。

それでは最後、支援センターの基本方針、重点施策についてどうですか。さっきのさきの会議で不登校生のことを言いました。それで、学校に不登校支援員さんとして西小学校には1人つけているけれども、多くの子が、中学校の子やら、中学校は不登校支援員がつけられてないので、さっき10人ほどいるって。一緒に見ているのではないよね。

○吉岡子育て支援センター長 個別で見えていますね。午前中と午後で分けて、2時間、3時間いれない子もいるので、1時間半とか、時間を区切ってあげると結構来やすい。長いと、それだけでプレッシャーになったりするので、時間を結構短めとか、来やすい時間とか、その辺をちょっと工夫してあげるとやっぱり来やすくなったり、あと、野崎先生がその子に合わせて、カリキュラムというんですかね。例えば勉強が嫌だから行きたくない子に勉強を教えようといっても来ないので、ちょっと調理実習とか手芸とか、例えばこういうのをちょっと混ぜてみようとか、やっぱりその子が興味を持つものを混ぜてあげて、かつ時間を絞ってあげると来やすくなって、中学校3年生とかになってくると今度受験があるので、じゃ、今度はそういう子にどうするかとか、その辺はちょっと工夫しながら、午前、午後、それから、ちょっとの間にもちょっと分けながらやっているところというのが現状です。

○青山教育長 いや、さっき言った野崎先生と話をしている、支援員さんが

いてくれるけど。教員の身分の人もあるし、手分けしてやってくれるけれども、パンク状態になって、かなりぎゅうぎゅうになっているね。

○吉岡子育て支援センター長　そうですね。やっぱり準備にも結構時間がかかって、来てぱっと勉強してくれる子ばかりじゃないので、来ても、やる気があっても、何か急にやっぱり嫌やとなった子もいれば、本当にこの子に何の準備、そこのやっぱり時間がかかるので、そこがすごく大変かなというのも先生たちの動きを見ていてちょっと思いますね。

月々、教育支援教室へ来てくれると登校扱いになるので、取りあえず月の報告をさせてもらうのと、例えば中学校とかだったら、どういう授業をしているとか、今学校がここまでいっているから、でも、ここまでは無理だけど、せめてここまでとか、担任の先生とかにプリントを頂戴とか、そういうのもやりながらやっていてくれていますね。

○青山教育長　支援センターに担任は来ていますか。

○吉岡子育て支援センター長　来てくれています。一緒に美術とかをやって、色々なことをしてくれていますので、その辺はすごく助かっています。

○青山教育長　中には教員、先生に合わない子もいるでしょう。

○吉岡子育て支援センター長　中にはね。でも、やっぱり先生らも、放課後登校とかしてくれているので、その辺は助かっています。

○青山教育長　放課後登校は学校へ行ってしまうか。

○吉岡子育て支援センター長　そうですね。全く本当に学校へ行けてなくて、支援センターだけという子もいれば、ふだん学校へ行けているけど、1週間のうちの半日だけ支援センターにだけ行くというだけで気が楽になる子もいれば、学校へ行くまでの初めの1時間だけ支援センターにいったん来て、エンジンかけてから学校に行っている子もいるので、色々な子がいて、たこ焼きを作ってから今日学校行ったかなという子もいれば。たこ焼きを作って、自分が気分転換できれば1週間行けるし、ずっと学校へ行くのは嫌だしみたいな、本当に人それぞれ。

○青山教育長　完全に全部を先生に任せきりじゃないわけですね。ここもありいの、学校も徹底をしているというか。

○吉岡子育て支援センター長　そうですね。両方ですね。ここは、本当に支援センターだけという子もいれば、担任の先生が来てくれることもありますし、その子の学校に行きたくない理由がすごくはっきりしていると、その行きたくない理由をどうしてあげようかということもできるのですが、中には、何で自分が学校に行きたくない、理由がはっきりしない子もいます。何となく行きたくないという子もいるので、そういう子に急かしても仕方ないので、その辺は少し工夫しております。

○青山教育長 支援センターの重点施策のさっき説明あった3番の教育支援のところは、ここが臨機応変に個々に対応するというのが大事になってくるので、今は。

○新家委員 学びのことではないのですけれど、支援センターに行ったら、お給食はどうしてはるのか。

○吉岡子育て支援センター長 中には、お弁当を持ってくる子もいます。午前、午後で分けて、お昼御飯のところは抜けてという。中には、ずっと来たいという子もいたのですが、その子はお弁当を持ってくる子もいていました。

○新家委員 近くの学校から給食を分けて来るとか、そんなことは。

○吉岡子育て支援センター長 それも初め言っていたのですが、誰が持ってくる問題もあるし、衛生的なものも。

○青山教育長 給食を学校から出すのは難しいです。

○新家委員 外に出したてはいけない、なるほど。

○青山教育長 持ち帰りも駄目なので。

○新家委員 そうですね、では親御さんの負担に。

○吉岡子育て支援センター長 そうですね。ただ、お弁当じゃなくていいよ、パンでいいよとか言っています。お弁当にこだわる必要がないので、お弁当とかパンとか、どんなものでもいいよというのは言っています。

○新家委員 分かりました。ありがとうございます。

○青山教育長 ほか、よろしいですか。何かありましたら。

それでは、承認第5号について今ご意見とご質問等ありましたけども、確認をさせていただきます。

承認第5号につきまして、承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。全員の挙手をいただきましたので、承認第5号は承認されました。

続きまして、日程第6、承認第6号について事務局からお願いします。

○福原教育次長 承認第6号 甲良町社会教育委員の委嘱につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和7年5月27日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町社会教育委員設置に関する条例第2条第2項に規定する甲良町社会教育委員の委嘱につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第14号の規定により承認を求めるものでございます。

お配りしている各種団体名簿の方をご確認ください。社会教育課長の方より説明いたします。

○大山社会教育課長 それでは、お配りしております教育委員の関係団体名簿の1ページをお願いします。

1ページの下段になりますが、甲良町社会教育委員の任期につきましては、令和7年の4月1日から令和9年の3月31日までとなっております。前回から引き続き10名の方をお願いの方をさせていただきましたが、1名の方がご都合により難しいということでしたので、今回は1名減となりますが、9名の方の委嘱をお願いするものです。

以上です。

○青山教育長 それでは、承認第6号についてご質問、ご意見等ありませんか。

それでは、承認第6号について、承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。全員の挙手を得ましたので、承認第6号は承認されました。

続きまして、日程第7、承認第7号について事務局から説明をお願いします。

○福原教育次長 承認第7号 甲良町立図書館協議会委員の委嘱につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和7年5月27日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町立図書館管理運営に関する規則第23条第1項に規定する甲良町立図書館協議会委員の委嘱につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第14号の規定により承認を求めるものでございます。

ただいまの名簿の方でまた社会教育課長の方より説明いたします。

○大山社会教育課長 名簿の8ページをお願いします。

図書館協議会委員の任期につきましては、令和7年の4月1日から令和9年3月31日までとなっております。今回、名簿の5番の方が変更となっております。また、8番と9番の委員につきましては、学校の人事異動に伴う変更でございます。また、10番の委員につきましては、東西のこども園で2年ごとの持ち回りとなっているため、今回変更となっています。

以上でございます。

○青山教育長 承認第7号についての説明が終わりました。何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

それでは、承認第7号について、承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。全員の挙手をいただきましたので、承認第7号は承認されました。

続きまして、日程第8、承認第8号について事務局から説明をお願いします。

○福原教育次長 承認第8号 公民館長及び図書館長の任命につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和7年5月27日。

甲良町教育委員会教育長。

社会教育法第28条に規定する公民館長及び図書館長の任命につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第8号の規定により承認を求めるものでございます。

下記に書いてあるとおりでございます。公民館長に大山一弥、図書館長に高橋直子。

以上です。

○青山教育長 承認第8号の説明が終わりました。委員の皆さんからのご意見、ご質問等ありませんか。よろしいですか。

そしたら、承認第8号について、承認していただければ挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。全員の挙手を得ましたので、承認第8号は承認されました。

これで承認案件については全て終了しましたが、何か委員の皆さんから全体を通しましてご意見等もしありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

なければ、以上をもちまして教育委員会本会議は終了させていただきます。

上記議事録の経過は、事務局の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

署 名 委 員

印

議事録作成者

印
